

鳥取縣公報

縣令

昭和二十一年六月四日
第一千七百十七號

火曜日

本書ノ大ニハ規定規格5A判

◇鳥取縣令第四十四號

昭和八年七月鳥取縣令第二十一號林產物検査手数料規則中
左の通り改正し公布の日よりこれを施行する

昭和二十一年六月四日

鳥取縣知事 林 敬 三

第三條中「一錢三厘淺黃色」及「二錢六厘茶色」を削り
「一圓鼠色」の次に「五圓淺黃色」及「十圓茶色」を加
へる

告示

◇鳥取縣告示第二百五十二號

シヤベル、スコップ、つるはし、ハンマの販賣價格の統制
額大藏大臣において次のやうに指定された

昭和十九年七月鳥取縣告示第四百十五號（シヤベル、スコ
ップノ小賣業者最高販賣價格指定ノ件）及昭和十九年十月
鳥取縣告示第五百九十三號（つるはし及ハンマ小賣業者販
賣價格指定ノ件）はこれを廢止する

昭和二十一年六月四日

鳥取縣知事 林 敬 三

物價統制令第四條の規定によりシヤベル、スコップ、つるは
し、ハンマの販賣價格の統制額を次のやうに定める

昭和二十一年六月四日

大藏大臣 石 橋 湛 山

シヤベル、スコップの統制額 （單位一本當）

品 種 小賣業者統制額

硬鋼製シヤベル	足踏附丸 二番	三、一、六二
同	同	三三、九二

00706

同	浅丸	二番	三三、二〇	
同	角	二番	三三、七七	
同	コンクリート用シャベル	中 二番	三〇、四七	
同	スコップ 差込	二番	四一、九七	
同	同	三番	四二、五五	
同	海運型	甲	五一、七五	
同	火夫用シャベル	両手用標準型	四六、〇〇	
同	同	片手用標準型	二六、四五	
同	鐵鋼製シャベル	足踏附丸	二番	二六、四五
同	同	角	二番	二七、〇二
同	スコップ 差込	二番	三五、六五	

一 本表価格は日本シャベル、スコップ工業協會の検査に合格したものの価格にして不合格のもの価格は本表の一割五分下げとし何れも検査證紙を貼付したるものの価格とす

二 日本シャベル、スコップ工業協會検査證紙を貼附せざるものの価格は木表価格の五割下げとす

つるはし、ハンマの統制額

一	つるはし	單位一挺	小賣業者統制額
種	別	目付	六〇、三七
同	つるはし	二、六疋	六一、五二
同	つるはし	三、〇疋	五六、九二
同	つるはし	三、五疋	六七、二七
同	つるはし	四、〇疋	七六、四七
同	つるはし	二、五疋	六二、六七
同	つるはし	二、五疋	五六、九二
同	つるはし	三、〇疋	六一、五二
同	つるはし	二、三疋	五〇、〇二
同	つるはし	二、八疋	五九、三二
同	つるはし	四、〇疋	一一〇、九七
二	ハンマ	單位一挺	小賣業者統制額
種	別	目付	五四、六一
同	片口ハンマ	二、〇疋	六四、九七
同	片口ハンマ	三、〇疋	七三、〇二
同	片口ハンマ	四、〇疋	七三、〇二

00707

同	同	五、〇疋	九〇、二四
同	同	六、五疋	一一六、七三
同	片口ハンマ	二、〇疋	五九、九二
同	同	三、〇疋	六六、一一
同	同	四、〇疋	七五、三二
同	同	五、〇疋	九二、五七
同	同	六、五疋	一一〇、一七
同	犬釘ハンマ(スパイク)	二、五疋	八六、八二
同	支翁ハンマ	三、〇疋	七四、一七
同	一文字石刀	二、〇疋	五三、四七
同	ダルマ型 石工槌	二、〇疋	六〇、三七

一 本表価格は鍛造土工具製造聯盟の検査に合格したものの価格にして不合格のもの価格は本表価格の一割五分下げとし何れも検査證紙を貼付したものの価格とす

二 鍛造土工具製造聯盟の検査證紙を貼付せざるものの価格は本表価格の五割下げとす

三 本表価格は店先渡價格とし荷造費を含むものとす

種	別	目付	小賣業者統制額
同	片口ハンマ	二、〇疋	五四、六一
同	片口ハンマ	三、〇疋	六四、九七
同	片口ハンマ	四、〇疋	七三、〇二